

久留米市議会広報紙リニューアル業務

新広報紙（案）作成要領

1 タイトル

「市議会だよりくるめ」

ただし、愛称をつけることができ、新たなロゴを提案することもできる。

2 規格

A4版（縦使用）、12～14ページ、フルカラー

なお、デザインフォーマット作成にあたり使用する機種等は以下のとおりとする。

使用OS Adobe InDesign CS5 以上（基本レイアウトソフト）

使用ソフト Adobe Illustrator CS5 以上（地図、イラスト、ロゴ等の作成ソフト）

Adobe Photoshop CS5 以上（イラストの描写、画像処理ソフト）

Adobe Acrobat（PDFファイルの作成・編集・加工・管理）

※編集にあたっては、ユニバーサルデザインに配慮すること。

※本文の縦書き、横書きは自由。

3 ページ構成

指定した企画に基づき、以下のページ構成に基づき新広報紙（案）を作成し、面ごとの基本コンセプト及び工夫した点などについて説明すること。

(1) 必ず入れる項目

	項目	分量	内容
1	表紙	1ページ	広報紙の顔となる表紙については、手に取って中身を見たくなるような魅力的なデザインにすること。
2	企画特集 【新規】	2ページ	今までの「市議会だよりくるめ」にはない、読者が読みたくなるような企画特集を、表紙に続く見開き2ページで作成すること。 テーマは、市議会をよりよく知ってもらうための企画として、「議場の紹介」「議場の見学のご案内」「傍聴のご案内」のいずれかから選択し作成すること。
3	予算審査	任意	予算審査特別委員会で審査された内容について作成すること。予算審査関連の記事は、年1回（3月定例会号）掲載される。
4	議案審査の概要	任意	主だった議案について、わかりやすく紹介すること。
5	一般質問（代表質問・個人質問）	任意	一般質問のうち、代表質問は年1回（3月定例会号）、個人質問は毎号掲載される。提案は、代表質問は4人、個人質問は8～10人で作成すること。

6	議案の議決結果と賛否の状況	任意	議案の議決結果と賛否の状況について作成すること。
7	次回の定例会（予定）のお知らせ	任意	市議会だよりくるめ第194号（令和元年8月1日発行）10ページ参照
8	新コンテンツ【新規】	任意	裏表紙やその他のページにおいて、市議会のことを身近に感じ、もっと知ってもらえるような連載やコラムなど新たなコンテンツを2つ以上提案すること。現在の紙面では、「教えて！くるっぱ！」を連載している。

※全体のページ数は12～14ページとし、1、2は分量を指定しているが、3～8については自由に割り付けできるものとする。

※大まかな紙面構成は、市議会だよりくるめ第192号（令和元年5月15日発行）を参照すること。

※他市議会等の広報紙は、自治体が発行する広報紙をスマホやタブレット端末で読むことができるアプリ「マチイロ」から参照することができる。

公式サイトURL <http://machiiro.town>

(2)(1)とは別に提案する項目

	項目	分量	内容
9	政務活動費の収支状況	任意	市議会だよりくるめ第194号（令和元年8月1日発行）9ページ参照
10	行政視察報告	任意	市議会だよりくるめ第190号（平成30年11月15日発行）9ページ
11	常任委員会の活動状況	任意	月1回開催されている4つの常任委員会の活動状況が、毎号掲載されている。市議会だよりくるめ第192号（令和元年5月15日発行）12～13ページ参照

※「9 政務活動費の収支状況」は毎年1回掲載される記事であり、「10 行政視察報告」は視察が終わったタイミングで年に数回掲載される。「11 常任委員会の活動状況」は、毎号掲載される。(1)とは別に作成し、提出すること。

4 新規デザインフォーマット作成にかかる文字データ及び写真素材の提供

新規デザインフォーマット作成にかかる文字データ及び写真素材については、参加を予定している旨の連絡があった業者に、CD-Rで提供する。下記連絡先へ電話連絡を行うこと。

なお、提供した文字データ及び写真素材については、プロポーザル終了後、すみやかに破棄し、他に転用しないこと。

* 連絡先 久留米市議会事務局 議事調査課（担当：新村、澁田、野田）

TEL 0942-30-9305

5 全体的な留意事項

- (1) 新広報紙(案)作成に当たっては、議会広報委員会から出された「市議会だよりくるめ 現在の課題とリニューアルに向けての検討事項(広報委員意見集約)」(別紙)を参照し、新規デザインフォーマット作成の参考とすること。ただし、それらの意見に縛られず自由な発想で提案をすること。
- (2) 久留米市議会では、議会広報紙を「議会及び議会活動を広報する場」と位置付けている。議員個人の活動に特定されるような記事は掲載できないため、新広報紙(案)を作成する際には留意すること。
- (3) 本業務は、久留米市議会広報紙リニューアルに係る新規デザインフォーマットの作成を委託するものであり、今年度はリニューアル号の発行を行うものではない。